

季節契約保養施設利用規程廃止について

H. U. グループ健康保険組合の季節契約保養施設利用規程の廃止について、令和6年2月20日開催の第90回組合会においてが議決されたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告します。

「過去契約していた業者が既に廃業していること」「令和2年以降実績が無いこと」「令和4年より通年で利用可能な新たな施設と契約を締結し被保険者等へ利便性には支障はないと考えられること」から本規程を廃止する。
この規程は令和6年3月1日から廃止する。

令和6年2月27日

H. U. グループ健康保険組合

理事長 木村博昭

